

電 審 第 2 9 号

令 和 3 年 6 月 3 日

総 務 大 臣 殿

電 波 監 理 審 議 会

勸 告 書

放送法第179条第1項の規定により、衛星基幹放送の業務の認定に関し、総務省における外資規制に関する審査体制の強化及び当審議会における審議に必要な情報の提供について、別紙のとおり勧告する。

(別紙)

放送法第93条第1項の衛星基幹放送の業務の認定に関する勧告

当審議会は、第1039回の会議（平成29年1月11日開催）において、総務大臣より「BS・東経110度CSによる4K・8K実用放送の業務等の認定」について諮問を受け、審議の結果、諮問のとおり認定することが適当である旨の答申をした。

この答申を受けて総務大臣は、同年1月24日に株式会社東北新社に対して、衛星基幹放送の業務の認定を行った。

しかしながら、当該認定については、その申請時及び認定時において、申請者の株式会社東北新社が認定の欠格事由（外国人等が議決権の五分之一以上を占めるもの）に該当しており、当該認定に重大な瑕疵が存在し、本来は認定すべきではない事案だったことが本年3月に確認された。このため、総務省は、同社より認定基幹放送事業者の地位を承継した株式会社東北新社メディアサービスに対して、本年5月1日付けで本件認定を取り消すことを本年3月26日に通知して、同日その旨を公表し、本年4月14日に当審議会に本件の経過について報告を行った。

このような事案の発生に鑑み、放送法第177条第1項第2号により当審議会へ諮問された衛星基幹放送の業務の認定に関し、以下のとおり勧告する。

1 総務省における外資規制に関する審査体制の強化について

総務省における衛星基幹放送の業務の認定における外資規制の審査を強化するため、申請者から外国人の議決権比率を確認できる書類の提出を求めるようにするなどの審査体制の見直しを検討すべきである。

さらに、今後、外資規制違反が発生した場合にそれを適時適切に把握するための仕組みの導入を検討すべきである。

なお、以上の検討に際して、現在は株式の種類が多様化し、様々な株式保有の形態があることを踏まえ、実効性をもった、かつ実行可能な仕組みの検討を行うのが適切である。

2 電波監理審議会における審議に必要な情報の提供について

当審議会の審議・答申は、諮問側の十分な情報提供と説明が前提となるも

のである。その前提が一度崩れると、答申それ自体の正統性（legitimacy）に疑義が生じるおそれがある。総務省からは、当審議会へ諮問された事項に関する審議のために、可能な限り、十分な判断材料が提供されることが必要である。

よって、総務省においては、当審議会に関わる事案について、当審議会に対し、適時適切に必要な情報を提供するよう要請する。

以上